

医療機関の方へ

病児保育事業に係る「医療連絡票（診療情報提供書）」について

本票は、以下診療報酬点数票別紙様式12の2に準じた様式です。

診察した病児保育利用希望の児童について、入院加療の必要がなく、病児保育の利用が可能であると認められる場合に限り、診療情報提供のため、本票に診察状況を記入の上、原本を児童の保護者にお渡しください。（本票は、児童の保護者から病児保育実施施設を経由し、取手市に提出されます。）

対象児童が居住する市町村宛に情報提供した場合に診療情報提供料（I）を算定することができます。

その際に、レセプト摘要欄に診療情報の提供先として「取手市」と記入してください。患者からは自己負担分の支払いを受けてください。なお、患者ひとりにつき、月1回の算定となります。

小児科外来診察料を算定する場合は、小児科外来診察料に診察情報提供料（I）が含まれているため、診察情報提供料（I）を算定することはできません。

診療録（カルテ）には本票の写しを添付してください。原本は取手市が保管します。

なお、取手市外在住の方が取手市の病児保育を利用するために診察情報提供書にご記入頂いた場合は、保険適用外となりますので、自費負担分を患者にご請求ください。

お手数をおかけしますが、何卒よろしくお願い致します。

問い合わせ先
取手市役所 子育て支援課
0297-74-2141（内線 1348）